

総代選任手続きの変更について

去る平成 27 年 4 月 27 日に、一般社団法人全国信用金庫協会では、ガバナンス強化に向けた信用金庫業界の自主的取り組みを一層推進するため、「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」の一部改定を公表いたしました。この改定を踏まえ、当金庫では、経営管理態勢の強化・充実を図ることを目的として、総代の選任のために総代会の決議により、会員の中から選考委員を選任する等、定款を一部変更することと致しました。

当金庫では、平成 28 年 6 月 17 日（金）開催の通常総代会において、定款変更決議を行い、先般、北陸財務局の正式認可を得て、総代選任手続きの変更を致しましたので、お知らせ致します。

この定款変更により、総代の選考は下記の 3 つの手続きを経て選任されます。

記

- (1) 総代の決議により、会員の中から選考委員を選任する。
- (2) 選考委員会を開催のうえ、選考基準に基づき、選考委員が総代候補者を選考する。
- (3) 上記 (2) により選考された総代候補者を会員が信任する（異議があれば申し立てる）。

以上